平成２３年（フ）第２２８号
奈良県大和高田市大字有井78番地の12
債務者　池内　一美
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２４４号
奈良県御所市大字東松本266番地の２、前住所和歌山県橋本市野174番地の13
債務者　御手洗　優
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２４６号
奈良県橿原市内膳町４丁目３番16号
債務者　山岡　浩之
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２５４号
奈良県北葛城郡王寺町王寺１丁目７番７号
債務者　戸髙　雅代
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２６３号
奈良県北葛城郡広陵町大字的場106番地21
債務者　安川　政行
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２６５号
奈良県大和高田市大字市場314番地の２
債務者　西村　典彦
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２６７号
奈良県北葛城郡王寺町久度５丁目３番52―101号
債務者　秦　　英淑
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２７２号
奈良県御所市大字古瀬100番地の４、前住所奈良県御所市大字三室575番地の９
債務者　西浦さおりこと　西浦さおり
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２７５号
奈良県橿原市葛本町296―１　ハイツ・ラフォーレ208号室、住民票上の住所和歌山県橋本市神野々109番地の120
債務者　新納　信吾
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２７７号
奈良県宇陀市榛原あかね台２丁目10番の９
債務者　堀田　　稔
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２７８号
奈良県大和高田市大字根成柿380番地の１　B511号室
債務者　山内　正史
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２８０号
奈良県北葛城郡広陵町馬見北２丁目９番33号、前住所奈良県香芝市下田西３丁目４番１号
債務者　香椎　千波
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第９６号
長崎県大村市小路口町328番地５　竹松アパートＡ２棟11号、旧住所長崎県大村市原口町1032番地１　堺町ハイツ102号
債務者　名越　秀一
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後１時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１１６号
長崎県諫早市福田町43番18号　ウォーカーヒル101号、前住所長崎県南島原市口之津町丁2472番地
債務者　松尾　伸剛
1　決定年月日時　平成23年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１２１号
長崎県大村市木場１丁目123番地７、前住所長崎県大村市西大村本町205番地３
債務者　豊作村大村店こと　島田　精二
1　決定年月日時　平成23年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第９０号
山口県宇部市北琴芝１丁目３番１―203号
債務者　畠添由美子
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第９８号
山口県宇部市大字西岐波1603番地20
債務者　福間　広志
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
山口地方裁判所宇部支部